

## 固定資産税に関する証明について

固定資産税は土地、家屋、償却資産の所有者に課税される税金です。都市計画税は条例で定められた区域に所在する土地、家屋の所有者に課税される税金です。

証明書の種類と記載内容は以下のとおりです。

土地証明関係	記載内容	交付手数料
※土地課税台帳兼名寄帳 (所有者ごとの証明です。)	所有者住所・氏名、納税義務者住所・氏名、納税管理人住所・氏名、土地所在地、地番、地目、地積、評価額、固定資産税・都市計画税課税標準額	1枚400円
※評価額証明書 (各筆ごとの証明です。)	納税義務者住所・氏名、土地所在地、地番、台帳・現況地目、登記・課税地積、評価額	5筆まで400円 1筆増すごとに 70円加算
※公課証明書 (各筆ごとの証明です。)	納税義務者住所・氏名、土地所在地、地番、台帳・現況地目、登記・課税地積、固定資産税・都市計画税課税標準額、固定資産税・都市計画税相当額	5筆まで400円 1筆増すごとに 70円加算
※土地課税台帳登録事項証明書 (各筆ごとの証明です。)	納税義務者住所・氏名、土地所在地、地番、台帳・現況地目、登記・課税地積	5筆まで400円 1筆増すごとに 70円加算

家屋証明関係	記載内容	交付手数料
※家屋名寄帳 (所有者ごとの証明です。)	所有者住所・氏名、納税義務者住所・氏名、納税管理人住所・氏名、棟数、家屋所在地、調査床面積、評価額、固定資産税・都市計画税課税標準額、家屋番号	1枚400円
※家屋課税台帳 (一戸ごとの家屋明細の証明です。)	家屋所在地、家屋番号、所有者住所・氏名、納税義務者住所・氏名、納税管理人住所・氏名、棟数、台帳・調査床面積、評価額、固定資産税・都市計画税課税標準額	1枚400円
住宅用家屋証明書 (租税特別措置法第72・73・74条証明書)	住宅用家屋の所有権保存、移転、抵当権、設定登記の税率軽減のための証明書	1,300円
※評価額証明書 (各棟ごとの証明です。)	納税義務者住所・氏名、家屋所在地、構造・種類、床面積、評価額、家屋番号	5棟まで400円 1棟増すごとに 70円加算
※公課証明書 (各棟ごとの証明です。)	納税義務者住所・氏名、家屋所在地、構造・種類、床面積、固定資産税・都市計画税課税標準額、固定資産税・都市計画税相当額、家屋番号	5棟まで400円 1棟増すごとに 70円加算
※家屋課税台帳登録事項証明書 (各棟ごとの証明です。)	納税義務者住所・氏名、所在地、構造・種類、床面積、家屋番号	5棟まで400円 1棟増すごとに 70円加算

償却資産証明関係	記載内容	交付手数料
※償却資産課税台帳	所有者住所・氏名、資産の種類、取得価額、評価額、課税標準額	1枚400円
※償却資産種類別明細書	所有者名、資産種類、資産の名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、減価残存率、評価額、課税標準額	1枚400円

その他	記載内容	交付手数料
※資産証明書	納税義務者住所・氏名 土地：地目、筆数、地積、評価額 家屋：棟数、床面積、評価額 償却資産：評価額	1通400円
事業所所在証明	名称、所在地	1通400円
資産税関係課税台帳付属図面	土地（字限図） ※家屋（平面図）	B4 1枚400円 A2 1枚600円 A1 1枚800円
その他の証明書		1枚400円

（証明内容は、当該年度の初日の属する年の1月1日現在の状況となります。）

#### 《注意点》

- (1) ※印の証明書を申請する際に、本人及び同一世帯の家族以外の方は承諾書（委任状）が必要となります。
- (2) 法人の証明のときは、申請書に法人の代表者印の押印された承諾書（委任状）が必要となります。法人の代表者ご本人が窓口に来た場合でも代表者印の押印された承諾書（委任状）は必要です。